

■承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)

【要旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の14第 3 項の規定により、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で定めることとされています。

この度、平成30年 1 月18日付で公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第 4 号）及び平成30年 3 月22日付で公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令

（平成30年厚生労働省令第30号）により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令36号）が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることになりました。

このため、四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な改正内容】

項目	内容
1. (利用定員等) 第 9 条	○ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者数と共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。 ・ 1 ユニット当たりの入居者と利用者の合計数を 1 日当たり 1 2 人以下へ改正。
2. (身体拘束等の禁止) 第78条	○身体拘束等の適正化。 ・ 身体拘束の適正化のための指針を整備。 ・ 適正化のための委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について介護従事者その他の従業者に周知徹底を図る。 ・ 従業員に対する研修を定期的に実施。

3. （協力医療機関等） 第 83 条 その他	○指定地域密着型介護予防サービスに関連のある施設サービス項目に介護医療院を追加。 ・指定地域密着型介護予防サービスとの連携・支援体制など。
----------------------------------	--

【補足事項】

○地域密着型介護予防サービスの概要（対象者：要支援 1 及び 2）

- ・原則として本町の住民のみが保険給付の対象。
- ・市町村主体で、介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、地域単位で適切なサービス基盤整備が可能。
- ・国の示す報酬及び指定基準を、市町村が一定の範囲内で変更可能。
事業所の指定、介護報酬の変更及び独自の指定基準を行うにあたっては運営委員会の意見を聞くなどの、公正かつ透明性の高い制度運営を確保。

○地域密着型介護予防サービスの種類

- ・介護予防認知症対応型通所介護
施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
通所を中心とした短期間入所での介護や機能訓練のほか、居宅において訪問介護を受けることができます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症の高齢者が、家庭的な環境のもとで利用者の生活のリズムにあわせて少人数で共同生活する住まいです。専門的な知識と経験をもった介護スタッフによる、日常生活上のお世話や機能訓練などの援助を受けながら、ひとりひとりの能力をいかして家事などを共同で行います。

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり